学校感染症による出席停止について

次の別表の感染症は、学校において予防すべき感染症とされています。これらに該当する感染症と 診断された場合には、登校させないようにお願いします。

ただし、医師の診断により感染のおそれがないと認められた場合にはこの限りではありません。 いずれの場合も、医師から登校しても支障がないと診断され、別紙「学校感染症届」の「証明書」 欄に必要事項を記入してもらった上で登校するようにお願いします。登校後、できるだけ速やかに、 この用紙を担任に提出してください。

別表

		出席停止の期間の基準 (学校保健安全法施行規則第19条)
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、症症を変勢、ポリオ、、ではないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、は、ないのでは、な	完全に治癒するまで
	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を 除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過 するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
第2種	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師において伝染のお それがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸チフス	
	パラチフス	
	その他の伝染病 (感染性胃腸炎,マイコプラズマ肺炎, 帯状疱疹,溶連菌感染症等)	